

## **不正行為に関する注意事項**

- (1) 受験時に次の不正行為を行った場合、その場で受験の中止および検査場からの退出を指示し、それ以降の受験はできなくなります。また、全ての検査項目の成績を無効とします。
- ① 受験票・写真票、解答用紙へ故意に虚偽の記入（受験票・写真票に本人以外の写真を使用することや解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入するなど）をすること。
  - ② カンニング（メモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
  - ③ 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
  - ④ 配付された問題冊子を、その検査時間が終了する前に検査室から持ち出すこと。
  - ⑤ 解答用紙を検査室から持ち出すこと。
  - ⑥ 「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
  - ⑦ 検査時間中に、受験者心得2(2)②に記載している物品類を使用すること。  
なお、イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとみなします。
  - ※ 検査時間中、病気・負傷や障がい等により補聴器等の使用を希望する場合は、事前に合理的配慮の申請および許可が必要です。
  - ⑧ 「解答やめ。」の指示に従わず、筆記用具を持っていたり解答を続けること。
- (2) 上記(1)以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取扱いは(1)と同様です。
- ① 検査時間中に、受験者心得2(2)②に挙げる補助具や電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類をカバン等にしまわず、身に付けていたり手に持っていたりすること。
  - ② 検査時間中に、携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を長時間鳴らすなど、検査の進行に影響を与えること。
  - ③ 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利または不利になるような虚偽の申し出をすること。
  - ④ 検査場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
  - ⑤ 検査場において検査監督者等の指示に従わないこと。
  - ⑥ その他、検査の公平性を損なう恐れのある行為をすること。